アルマティ	カザフスタン	1006.7	23.6	−0.2	28	79	2	4
タシケント	ウズベキスタン	1003.9	27.3	−0.5	4	129	4	2
バンコク	タ　イ	1007.3	29.5	0.4	349	222	6	16
クアラルンプール	マレーシア	1009.5	28.5	1.5	246	193	5	13
ニューデリー	イ ン ド	999.0	31.4	0.5	240	109	4	14
コロンボ	スリランカ	1008.3	27.8	0.1	118	99	---	10
カ ラ チ	パキスタン	999.7	31.1	0.8	121	184	--	9
モスクワ	ロ シ ア	1016.0	26.0	7.6	12	13	--	2
ミンスク	ベラルーシ	1014.1	22.6	5.1	95	102	4	11
キ エ フ	ウクライナ	1012.6	24.4	4.9	104	127	4	11
ヘルシンキ	フィンランド	1014.7	22.4	5.5	15	21	0	5
オ ス ロ	ノルウェー	1012.0	16.8	1.0	110	151	5	13
コペンハーゲン	デンマーク	1015.1	20.6	3.0	26	44	---	6
ワルシャワ	ポーランド	1014.6	21.9	3.5	92	125	4	9
ベルリン	ド イ ツ	1015.5	23.3	4.1	56	102	--	5
プ ラ ハ	チ ェ コ	1015.9	20.7	3.1	128	175	5	10
ブカレスト	ルーマニア	1013.5	22.8	0.8	69	108	4	8
ベオグラード	セルビア	1013.9	24.1	2.0	41	60	3	4
レイキャビク	アイスランド	1005.2	13.0	2.3	43	81	2	9
ダブリン	アイルランド	1012.3	16.0	0.6	79	158	--	12
ロンドン	イギリス	1015.5	20.0	---	18	45	1	4
ルクセンブルク	ルクセンブルク	1016.9	20.5	3.0	47	66	2	6
パ　リ	フランス	1017.2	21.4	---	89	---	5	7
ウィーン	オーストリア	1015.0	22.3	2.2	88	128	1	7
ジュネーブ	ス イ ス	------	---	---	----	---	--	--
マドリード	スペイン	1012.7	27.4	3.0	15	108	4	2
リスボン	ポルトガル	1015.4	24.2	1.4	0	0	--	0
アンカラ	ト ル コ	1006.8	25.7	2.6	26	186	5	3
ダマスカス	シ リ ア	1003.1	28.8	2.3	0	----	--	0
リ ヤ ド	サウジアラビア	998.7	38.6	2.8	1	---	--	1
アスワン	エジプト	1005.1	36.0	2.2	0	---	--	0
チュニス	チュニジア	1014.8	28.6	2.1	----	----	---	---
カサブランカ	モロッコ	------	---	---	---	---	--	--
アジスアベバ	エチオピア	------	---	---	---	---	--	--
バ マ コ	マ　リ	1010.4	26.4	0.0	187	88	2	12
ダカール	セネガル	1012.2	28.1	1.2	40	74	3	4
ダルエスサラーム	タンザニア	------	---	---	---	---	--	--
ケープタウン	南アフリカ	------	12.2	0.1	41	50	1	6
グース	カ ナ ダ	1008.1	16.0	0.6	128	110	4	17
ホワイトホース	カ ナ ダ	1015.3	14.2	0.1	14	31	1	6
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1013.7	28.2	3.2	64	58	4	5
ワシントン	アメリカ合衆国	1015.2	28.4	1.8	131	141	5	6
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1014.6	25.4	2.0	225	248	6	8
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1013.4	17.2	−0.1	0	0	1	0
モンテレー	メキシコ	------	----	----	----	----	---	---
キングストン	ジャマイカ	1013.6	27.7	−1.4	77	249	--	10
サンファン	プエルトリコ	1015.8	28.4	0.0	216	211	6	17
カラカス	ベネズエラ	1012.7	28.3	1.9	82	150	4	8
フォルタレザ	ブラジル	1013.5	26.9	1.2	54	59	3	5
リ　マ	ペ ル ー	1016.4	17.6	0.7	0	0	2	0
ロサリオ	アルゼンチン	1018.7	9.1	−1.0	21	67	1	5
ホノルル	ハ ワ イ	1017.6	26.5	−0.5	10	83	4	4
ポンペイ	ミクロネシア	1011.0	---	---	356	84	3	--
コロール	パ ラ オ	1010.5	---	---	268	63	3	--
ナンディ	フィジー	1014.8	23.5	0.4	34	77	3	2
クライストチャーチ	ニュージーランド	1019.9	5.4	−0.7	---	---	--	--
ブリスベーン	オーストラリア	1022.6	15.6	0.6	37	58	--	8
キャンベラ	オーストラリア	------	----	----	----	----	---	---
パ ー ス	オーストラリア	1021.6	11.3	−1.8	133	89	2	11
昭和基地	南　極	977.3	−21.3	−3.8	---	---	--	--

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成22年８月23日から１週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成22年８月24日

那覇地方法務局長　永井　行雄

記

氏名　當眞　和子

所属する土地家屋調査士会　沖縄県土地家屋調査士会

登録番号　沖縄第285号

事務所の所在地　沖縄県中頭郡読谷村字都屋253番地

違反行為　本人確認義務違反、補助者の監督責任等

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を平成22年８月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成22年８月24日

財務大臣　野田　佳彦

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名　称	製品の区分				
紙巻たばこ	マイルドセブン・アクア・スカッシュ・メンソール７・ボックス	ＦＫ　20本ハードパック	日本	300円	410円	22.10.1

宅地建物取引業法第65条第２項の規定による監督処分の公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第２項の規定による処分をしたので、同法第70条第１項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年８月24日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　被処分者

⑴　商号　フジ住宅株式会社

⑵　代表者　代表取締役　宮脇　宣綱

⑶　主たる事務所　大阪府岸和田市土生町１丁目４番23号

⑷　免許証番号　国土交通大臣⑽第2430号

⑸　免許年月日　平成20年10月17日

２　処分年月日　平成22年８月19日

３　処分の内容　平成22年９月３日から平成22年９月17日までの間、従たる事務所である「フジホームバンク堺店」について、宅地建物取引業に関する業務の停止を命ずる。

４　適用条項　宅地建物取引業法第65条第２項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１２６２号

富山市総曲輪２丁目１番３号

申立人　富山県信用保証協会

本籍富山市大泉本町１丁目518番地、最後の住所富山市大泉本町１丁目９番１号、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日平成20年10月11日、出生の場所中華民國奉天市、出生年月日昭和21年２月２日、職業不詳

被相続人　亡　高安　俊一

事務所富山市西田地方町３丁目６番30号

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

富山家庭裁判所